

## 白馬村事後審査型一般競争入札実施要領

〔令和元年6月24日〕  
〔白馬村告示第3号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、白馬村が行う建設工事の事後審査型一般競争入札に関して、白馬村財務規則（平成2年白馬村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額5,000万円以上の工事で白馬村業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）が指定したものとする。

(入札参加資格要件)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、入札公告日から落札決定までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 入札公告日から入札日までの間に、白馬村又は長野県から指名停止措置を受けていない者であること。

エ 白馬村建設工事入札参加資格を有する者であること。ただし、業者選定委員会が必要と認める工事においては、白馬村建設工事入札参加資格に代えて長野県建設工事入札参加資格とすることができる。

オ 入札日現在において対象業種の有効な経営事項審査を有していること。

カ 白馬村暴力団排除条例（平成23年白馬村条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

キ 共同企業体方式で入札に参加する場合は、白馬村建設工事共同企業体運用規程（平成4年規程第2号）に基づく共同企業体であること。

(2) 対象工事ごとに定める入札参加資格要件

ア 業種ごとの建設業許可区分

イ 業種ごとの等級格付又は資格総合点数

ウ 施工実績

- エ 本店又は営業所の所在地
- オ 配置技術者に関すること。
- カ その他村長が必要と認めるもの

(3) 前号の対象工事ごとに定める要件は、業者選定委員会において決定する。

(公告)

第4条 事後審査型一般競争入札を実施するときは、規則第106条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 設計図書等に関する質問及び回答に関すること。
- (2) 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）及びその提出期限、場所及び方法
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 契約保証金、支払条件に関する事項
- (5) その他入札の手続に関し必要な事項

2 公告は、白馬村公告式条例（昭和31年白馬村条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、白馬村行政公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載してこれを行う。

(設計図書等の頒布及び閲覧)

第5条 設計図書等は、原則としてホームページに掲載してこれを頒布する。ホームページ上に掲載が適さないものは、別途頒布方法を定めた上で、ホームページに掲載して周知する。

2 設計図書等は、白馬村役場において、公告日から入札日の前日までの間、閲覧に供する。

(入札の方法)

第6条 入札は、公告に示した日時及び場所において行う。

2 第1回の入札に際しては、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第7条 前条第2項の規定による工事費内訳書の提出に応じなかった者の入札は、無効とする。

(落札候補者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

2 同じ価格をもって入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者の順位を決定する。

(入札参加資格確認のための書類の提出)

第9条 前条第1項に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するため、速やかに落札候補者に対し、第4条第1項第2号に規定する確認書類の提出を求めるものとする。

- 2 前項に規定する確認書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認書
  - (2) 施工実績調書
  - (3) 配置技術者調書
  - (4) その他村長が必要と認めるもの
- 3 確認書類は、落札候補者を決定した日の翌日（その日が、白馬村の休日を定める条例（平成元年白馬村条例第29号）第1条第1項各号に定める村の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）までに提出しなければならない。
- 4 前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第10条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、第3条に定める入札参加資格要件を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者とする。

- 2 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行うものとする。
- 3 落札者の決定は、確認書類の提出があった日から起算して2日（休日を除く。）以内に行う。
- 4 村長は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し落札決定通知書により通知し、契約締結に必要な指示を与える。
- 5 村長は、第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書により通知する。
- 6 村長は、落札者以外の入札者に対しては、落札者決定通知書により、落札者が決定した旨通知する。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第11条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知をした日の翌日から起算して3日以内に、村長に対して、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- 2 村長は、前項の説明を求められたときは、書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答するものとする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 一般競争入札実施要領（平成7年要領第15号）は廃止する。